

## 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成 17 年 2 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	4	新町の事務所の位置について
<p>新町の事務所の位置については、合併協定項目において自治体の存立に関わる基本的な事項である。</p> <p>これまで両町町長会議、新町名称・庁舎等検討小委員会、新町建設計画小委員会、幹事会において協議され、次のとおりその方針が示されている。</p> <p>新町の本庁舎は大河内町庁舎とし、神崎町庁舎は老朽化が激しいため、総合窓口業務を有した保健・福祉の拠点施設として、公立神崎総合病院近隣に新設する。 大河内町長谷支所については、地域拠点として存続させる。 (平成 16 年 10 月 15 日 第 12 回合併協議会で承認済)</p> <p>会議開催状況 別紙のとおり</p> <p>大河内町庁舎 大河内町寺前 6 4 番地 神崎支庁舎 神崎町粟賀町 6 3 0 番地 (建設予定地 現 CATV 局舎周辺) (現庁舎 神崎町中村 1 1 9 番地の 1) 大河内町長谷支所 大河内町長谷 9 2 5 番地の 2</p> <p>神崎支庁舎の建設については、財政状況や新町の事務組織等を十分に協議し、建設後、数年の間に増改築等の費用が発生しないようにする。</p>		